小竹町

補助事業パンフレット

令和８年度版

はじめに

　この度、小竹町が実施している補助事業の内容についてお知らせし、ご活用いただくために補助事業パンフレットを作成しました。
　各事業名、担当部署と概要を掲載しておりますので、詳細につきましては、各担当部署へお問い合わせください。

小竹町役場
電話：0949-62-1212
メール：kouhou@town.kotake.lg.jp

小竹町ホームページ

This is the brochure about the promotion services in Kotake.
If you want to know more details contact the department in charge.

Kotake town office
Tel: 0949-62-1212
Mail: kouhou@town.kotake.lg.jp

Kotake town HomePage

目次

ー contents ー

出産・子育て
-birth・childcare-
・・・P.4 ～ P.7

P. 4 妊婦のための支援給付金、出産奨励金、産後ケア事業、新生児聴覚検査補助金
P. 5 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、小竹こども園
P. 6 ショートステイ事業（子育て短期支援事業）、トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）利用料助成
P. 7 就学援助事業、特別支援教育就学奨励事業、育英資金貸付事業

高齢者・障がい者
-senior・disabled persons-
・・・P.7 ～ P.11

P. 7 介護予防ひまわりポイント事業
P. 8 難聴高齢者補聴器購入費助成事業、敬老祝い金支給事業、高齢者運転免許自主返納支援事業、高齢者外出支援事業、福祉タクシー料金助成事業
P. 9 緊急通報装置貸与事業、介護用品支給事業、生活管理指導員派遣事業、食の自立支援事業（配食サービス）、補装具費支給事業・障がい者等日常生活用具給付事業
P.10 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、身体障がい者自動車改造費助成事業、障がい者自動車運転免許取得費助成事業、障がい福祉サービス、移動支援事業
P.11 日中一時支援事業、医療的ケア支援事業、手話奉仕員養成事業、手話通訳者等派遣事業

健診・その他
-examination・other-
・・・P.12 ～ P.13

P.12 風しん予防接種助成事業、アピアランスケア推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金
P.13 骨髄等移植ドナー助成金、造血細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業、こたけ健康ポイント事業、小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業

暮らし
-living-
・・・P.14 ～ P.17

P.14 結婚新生活支援事業補助金、移住支援金、移住者住宅取得補助金
P.15 老朽危険家屋撤去解体補助金、ブロック塀等撤去費補助金、水洗便所改造補助金、水洗便所等改造資金融資あっせんおよび利子補給
P.16 合併処理浄化槽設置整備事業補助金、飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業
P.17 生ごみ処理容器購入費補助金、ごみ集積箱設置補助金

事業者（団体）向け
-business(circle)-
・・・P.18 ～ P.19

P.18 多世代地域交流食堂支援事業補助金、災害共済給付契約の加入掛金負担事業、資源回収団体等奨励補助金、商工業者店舗等新築・増改築補助金
P.19 観光資源開発および育成補助金、観光振興推進事業補助金、中小企業等人材育成事業補助金、人材育成事業等補助金

※年度の後半になると予算の上限に達している事業や受付終了の事業などの可能性があります。必ず担当係に相談のうえ、申請を行ってください。

出産・子育て

— birth・childcare —

妊婦のための支援給付金

▶健康こども課・健康対策係

妊娠からの出産・子育てまでのさまざまな相談に応じながら経済的な支援を行うため、妊娠時と出産後にそれぞれ 5 万円の給付金を支給します。対象となる妊婦の方へは、妊娠届出時や訪問時等に、面談を通じてご案内します。

出産奨励金

▶健康こども課・健康対策係

対象となるのは、出生後初めての住所登録を小竹町にした新生児です。子どもを出産した母または新生児の父で対象児の出産の日まで 3 か月以上町内に住所を有し、引き続き町内に居住し対象児を監護する方に対して、生まれた子ども 1 人につき 5 万円支給します。
※申請期間は出産の日の属する月の末日から 3 か月以内となります。

産後ケア事業

▶健康こども課・健康対策係

家族等から育児支援が受けられない人や、育児に不安がある人などに対して、助産院等で母親の身体的回復や育児相談の対応等を行ないます。
利用料金は、産後ショートステイが 2,500 円 (非課税世帯は無料)、産後デイケアが 500 円(非課税世帯は無料)、母乳・育児相談は無料です。

新生児聴覚検査補助金

▶健康こども課・健康対策係

新生児期に聴覚に障がいのある児を早期に発見し適切な療育につなげるため、町内に住所を有する聴覚検査を受ける新生児に対して、検査に要する費用 (上限 6,000 円) を助成します。

健康こども課健康対策係・子育て支援係☎0949-62-1864

児童手当

▶健康こども課・子育て支援係

高校生世代（18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで）までの児童を養育している方を対象に、児童の健やかな成長に資するための手当を支給します。
3 歳未満の児童 1 人あたり月額 15,000 円、3 歳以上高校生世代までの児童 1 人あたり月額 10,000 円、第 3 子以降は 30,000 円を児童を養育している人に支給します。

児童扶養手当

▶健康こども課・子育て支援係

父母の離婚・父 (母) の死亡などによって、父 (母) と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育するひとり親の方を対象に支給します。
※手当の月額は児童の人数や養育する方の所得により異なります。

特別児童扶養手当

▶健康こども課・子育て支援係

精神または身体が障がいの状態にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。
重度障がい児 1 人あたり月額 58,450 円、中度障がい児 1 人あたり月額 38,930 円を支給します。
※額改定により、支給額が変動する場合があります。

小竹こども園

▶健康こども課・小竹こども園

3 歳未満で保育を希望する児童または 3 歳以上の児童を小竹こども園でお預かりします。保育を希望される児童は 18 時まで（短時間保育の場合は 16 時 30 分まで)、保育を希望されない児童は 14 時までお預かりします。

子育て・保育施設

健康こども課小竹こども園☎0949-62-0187

ショートステイ事業
(子育て短期支援事業)

▶健康こども課・子育て支援係

保護者が疾病、疲労等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、養育・保護を行います。
利用料は、児童の年齢や世帯の状況等によって異なります。

トワイライトステイ事業
(子育て短期支援事業)

▶健康こども課・子育て支援係

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に家庭で児童を養育できない場合に、通所により児童をお預かりします。
利用料は、児童の年齢や世帯の状況等によって異なります。

放課後児童健全育成事業

▶健康こども課・子育て支援係

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学１年生から小学６年生までの児童を学童保育所でお預かりします。
利用料は、世帯の課税状況等で異なります。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）利用料助成

▶健康こども課・子育て支援係

町民税非課税世帯または、児童扶養手当を受給されている世帯を対象に、経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成します。
対象児童は、生後６か月から小学６年生までです。
助成額は、利用料の２分の１の額です。

就学援助事業

▶教育課・学校教育係

経済的な理由により就学させるのが困難な児童・生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を支給します。

特別支援教育就学奨励事業

▶教育課・学校教育係

特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者を対象に、経済的負担を軽減するため、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を支給します。（就学援助事業と併用はできません。）

育英資金貸付事業

▶教育課・学校教育係

高等学校、国立高等専門学校、短期大学および大学に進学または在学していて、経済的な理由により就学が困難な学生を対象に、修業期間が終了する月まで奨学金を貸し付けます。
貸付月額は進学した学校によって異なります。

高齢者・障がい者

— senior・disabled persons —

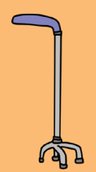

介護予防ひまわりポイント事業

▶福祉課・高齢者福祉係

町内在住の高齢者の方がボランティア活動や地域の集いの場に参加することで、いきいきと健康に生活を送ることを推進する事業です。
役場で交付するポイントカードを利用してひまわりポイントを 20 ポイント集めると、年３回までクオカード 2,000 円分と交換できます。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業

▶福祉課・高齢者福祉係

町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者で、障がい者の補装具費支給の対象ではなく、労働者災害補償保険法にも当てはまらない人に対して、生活を送るうえで必要な補聴器の購入に要した費用の 2 分の 1（上限額は 2 万円程度）を助成します。

敬老祝い金支給事業

▶福祉課・高齢者福祉係

毎年基準日（9 月 1 日）時点で小竹町に 1 年以上居住されている 88 歳および 100 歳以上の人を対象に、長寿を祝い、敬老祝い金を支給します。

88 歳の人には 1 万円、100 歳以上の人には、3 万円を支給します。

高齢者運転免許自主返納支援事業

▶福祉課・高齢者福祉係

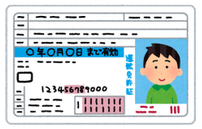

自動車運転免許証を自主返納した日から引き続き小竹町に住所を有する満 70 歳以上の人を対象に、タクシー券を交付します。

申請期間は自主返納した日から 1 年以内で、500 円券が 30 枚つづりになっているタクシー券を 1 回に限り交付します。

高齢者外出支援事業

▶福祉課・高齢者福祉係

通院や買い物に支障をきたしている令和 8 年 4 月 1 日現在 75 歳以上で町内に住所を有する人を対象に、下記のとおり配付および販売します。

①タクシー券 5,000 円分（500 円× 10 枚つづり）を 1 冊無償配布します。

②プレミアム分の 2,000 円を加算した 5,000 円のタクシー券（500 円× 10 枚つづり）を 3,000 円で販売します。（上限 1 人 5 冊まで）

福祉タクシー料金助成事業

▶福祉課・一般福祉係

町内に在住･在宅の身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級をお持ちの方に対して、直鞍旅客自動車協同組合または飯塚旅客自動車協同組合が運営するタクシーをご利用になる際に初乗り運賃額の助成を受けられるタクシー券を交付します。

福祉課高齢者福祉係・一般福祉係☎0949-62-1219

緊急通報装置貸与事業

▶福祉課・高齢者福祉係

65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、緊急時に受信センター等に通報できるよう、緊急通報装置を貸与する事業です。

利用料は、月額 500 円です。

※生活保護世帯の方は利用料免除となります。

介護用品支給事業

▶福祉課・高齢者福祉係

非課税世帯で要介護 4 または要介護 5 の認定者を介護されているご家族の方に対し、在宅で使用されている紙おむつ等を支給する事業です。

毎月 6,250 円まで利用可能で、超過分の差額は自己負担になります。

生活管理指導員派遣事業

▶福祉課・高齢者福祉係

介護認定を受けていない方で日常生活及び家事に対する支援・指導が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣して生活習慣などの指導等を行います。

利用料は、1 時間あたり 200 円です。

※住民税非課税世帯の方は利用料免除となります。

食の自立支援事業（配食サービス）

▶福祉課・高齢者福祉係

調理等が困難な 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、お弁当を配達する事業です。

昼食・夕食のどちらか 1 食を平日配達します。

利用料は、昼食が 200 円、夕食が 300 円 (おかずのみは 200 円）です。

補装具費支給事業・障がい者等日常生活用具給付事業

▶福祉課・一般福祉係

障がいがあり在宅で生活されている方に対して、日常生活を送る上で必要となる用具の給付を行います。

原則、購入費の 1 割を自己負担することでご利用いただけます。また、住民税非課税世帯の方は自己負担なしでご利用していただけます。ただし、基準として定められた額を超過した分については、課税状況を問わず、差額が自己負担となります。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

▶福祉課・一般福祉係

18 歳以下の方（18 歳に達する日以降、最初の 3 月 31 日までにある方）で、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

助成額は、必要と認められる購入金額と基準額を比較して、少ない方の額の 3 分の 2 の額です。

身体障がい者自動車改造費助成事業

▶福祉課・一般福祉係

身体障害者手帳を交付されている方で、上肢・下肢・体幹機能の障がいの程度が 2 級以上である方かつ自動車運転免許証を有する方を対象に、障がいのある方自らが所有し運転する自動車の改造費の一部を助成します。

助成額は必要と認められる改造に要する費用として、1 車両につき 1 回に限り、10 万円を上限とします。

障がい者自動車運転免許取得費助成事業

▶福祉課・一般福祉係

療育手帳または身体障害者手帳（障がいの程度：1 級から 4 級まで）を交付されている方を対象に、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要した費用を助成します。

助成額は、免許取得に要した費用の 3 分の 2 の額（上限額 10 万円）です。

障がい福祉サービス

▶福祉課・一般福祉係

身体障がい、知的障がいまたは精神障がいのある方や難病等の対象となる方で、生活での介護や就労・生活における訓練が必要な方に対して、必要な介護や訓練等のサービスを提供します。

利用料は、所得に応じて負担上限額が変わります。

移動支援事業

▶福祉課・一般福祉係

身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を交付されている方、または発達障がいや障害者総合支援法の対象となる疾病（難病等）のある方等に対し、地域における自立生活および社会参加促進を図るため、外出の支援を行います。

利用料は、所得に応じて負担上限月額が変わります。

日中一時支援事業

▶福祉課・一般福祉係

身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を交付されている方、または発達障がいや障害者総合支援法の対象となる疾病（難病等）のある方の日中における活動の場を確保し、日常介護されているご家族の就労支援や一時的な負担軽減を図ります。

利用料は、所得に応じて負担上限月額が変わります。

医療的ケア支援事業

▶福祉課・一般福祉係

医療的ケアを常時必要とされる障がいのある方に対して支援を行うことにより、日常介護されているご家族の負担を軽減し、地域での日常生活や社会参加における自立を促します。

利用料は、所得に応じて負担上限月額が変わります。

手話奉仕員養成事業

▶福祉課・一般福祉係

町内に在住･在勤･在学の方で、聴覚障がい者、言語機能・音声機能に障がいのある方の福祉に理解と熱意のある方に対して、手話奉仕員の養成講座を実施します。

原則、無料で受講可能です。ただし、テキスト代等に係る実費相当分は自己負担となります。

手話通訳者等派遣事業

▶福祉課・一般福祉係

聴覚・言語機能・音声機能のいずれかの身体障害者手帳を交付されている方で、意思疎通を図ることに支障がある方に対して、その方の要請に基づき、手話通訳者等を派遣し、意思疎通の支援を行います。

利用料は無料です。

福祉課一般福祉係☎0949-62-1219

健診・その他

— examination・other —

風しん予防接種助成事業

▶健康こども課・健康対策係

妊婦が妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが目や耳、心臓などに病気を持つ『先天性風しん症候群』になることがあります。そのため、妊娠希望の女性、妊婦（妊婦希望者）の配偶者（パートナー含む）または同居者を対象に、風しんの感染予防のための予防接種費用の助成を行っています。

助成額は小竹町と公益社団法人福岡県医師会との間で締結した委託料の額です。

アピアランスケア推進事業

▶健康こども課・健康対策係

がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた方または現に受けている方で町税の所得割課税年額の世帯合計額 23 万 5 千円未満の方に対して、がん治療に伴う外見変化の補整のための用具の購入費用を助成します。

助成額は購入費用の 2 分の 1 の額で、医療用ウィッグ等が上限額 2 万円、補整具等が上限額 1 万円です。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金

▶健康こども課・健康対策係

がん対策として、21 歳になる方に対して子宮がん、41 歳になる方に対して乳がんの検診費を助成します。

助成額は、検診費用全額です。がん検診無料クーポン券を発行します。

骨髄等移植ドナー助成金

▶健康こども課・健康対策係

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した人または骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に自己都合以外の理由により提供が中止された人に対し、ドナーの休業による経済的な負担を減らすための助成を行います。

助成額は日数に 2 万円を乗じた額と 20 万円のいずれか低い額が上限です。

造血細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業

▶健康こども課・健康対策係

造血細胞移植により、移植前に接種した予防接種法に基づく定期予防接種の予防効果が低下または消失したため任意による再接種が必要であると医師が認めた人に対し、被接種者およびその保護者の経済的負担の軽減と疾病の発生およびまん延の予防を目的とした事業です。

助成額は、予防接種の再接種にかかった費用と公益社団法人福岡県医師会との間で締結した委託料の額のいずれか少ない額です。

こたけ健康ポイント事業

▶健康こども課・健康対策係

ふくおか健康ポイントアプリを使用し、健康づくりへの動機づけと定着化をはかることを目的に行う事業です。ウォーキングや健（検）診受診、健康記録をつけるなどの取り組みを実施した人にポイントを付与します。規定のポイントに達した場合、クオカードがもらえます。

小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業

▶健康こども課・健康対策係

小児・AYA 世代（40 歳未満）のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料を助成します。

健康こども課健康対策係☎0949-62-1864

暮らし

— living —

結婚新生活支援事業補助金

▶健康こども課・子育て支援係

婚姻に伴う経済的負担を軽減し、定住を促進するため、新婚世帯に対して、新居の入居費や引っ越し費用の一部を補助します。

対象者は、次のいずれかを受講した方で、夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ夫婦の所得が合わせて 500 万円未満である世帯です。

①ライフデザイン支援講座
②プレコンセプションケアに関する講座
③医療機関への妊婦・出産に係る相談
④共家事・共育て講座

上限額は婚姻日における年齢が夫婦ともに 29 歳以下の世帯が 60 万円、夫婦どちらかが 30 歳以上 39 歳以下の世帯が 30 万円です。

移住支援金

▶企画調整課・企画係

三大都市圏 (東京圏、名古屋圏、大阪圏) 等から町内に移住して対象企業への就業または起業等した方に対して移住にかかる費用を助成します。

単身者に 60 万円、その他世帯に 100 万円を支給し、18 歳未満のお子様 1 人につき 100 万円加算して支給します。

移住者住宅取得補助金

▶企画調整課・企画係

町外から移住し、町内に自ら居住する住宅を取得して、住宅の取得日において満 50 歳未満、取得した住宅の所有権の持分が 2 分の 1 以上有する方に助成します。

補助額は、新築または新築建売住宅を購入した方は上限 70 万円（※）、中古住宅を購入した方は上限 55 万円（※）です。

※上限額は加算額を含みます。

老朽危険家屋撤去解体補助金

▶管財課・住宅管理係

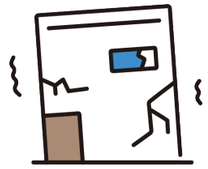

生活環境の保全および安全安心、防犯防災のまちづくりの推進を図るため、町内の老朽危険家屋の解体撤去をおこなう方に対して補助します。

補助額は、解体撤去費の 2 分の 1（上限額 50 万円）です。

ブロック塀等撤去費補助金

▶管財課・住宅管理係

ブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除去して安全を確保する場合助成します。

補助額は、撤去工事費の 3 分の 2（上限額 16 万円）です。

水洗便所改造補助金

▶上下水道課・下水道管理係

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事をする方に対して、工事に必要な経費の一部を補助します。家屋の所有者または所有者の同意を得た使用者であり、事業者ならびに町が改造工事費を負担しないことや、町の水洗便所等改造資金融資あっせんおよび利子補給を受けていないことです。

補助額は、5 万円（世帯全員が 65 歳以上の場合は 10 万円）です。

水洗便所等改造資金
融資あっせんおよび利子補給

▶上下水道課・下水道管理係

家屋の所有者または所有者の同意を得た使用者であり、下水道を使用できるよう告示された日から 3 年以内の工事であることや、工事の費用を一時に負担することが困難であること (自己資金のみ)、町の水洗便所改造補助金を交付を受けていないことです。

補助額は、工事に必要な資金の融資をあっせんし、その利子の半分 (10 万円 ~60 万円) です。

※お金を返し終えたら利子補給の申請を忘れずに！

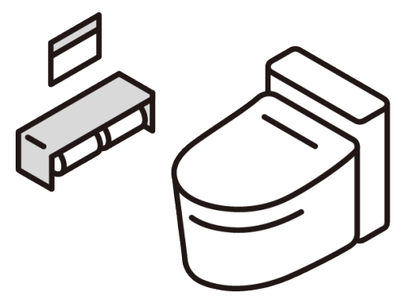

健康こども課健康対策係☎0949-62-1864、企画調整課企画係☎0949-62-1214

管財課住宅管理係☎0949-62-1215、上下水道課下水道管理係☎0949-62-1945

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

▶農政環境課・環境係

　下水道事業計画区域および農業集落排水事業認可区域ならびに集合式大型合併処理浄化槽処理区域を除く専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人に交付します。
　補助額は、浄化槽の大きさで異なります。5人槽は33万2千円、6人・7人槽は37万3千円、8~10人槽は45万8千円です。
※みなし浄化槽の撤去がある場合は、上記の金額に12万円追加されます。

飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業

▶農政環境課・環境係

　町民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持を目的として、町が指定する動物病院等において飼い主のいないねこに不妊去勢手術を受けさせた方に対して、手術費の一部を補助します。
　補助額は、去勢手術(オス)5千円、不妊手術(メス)1万円です。

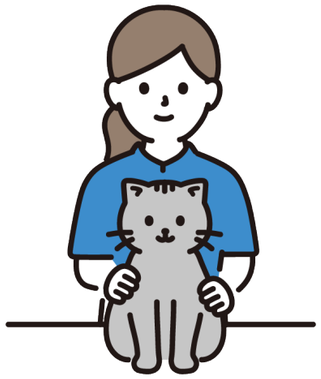

小竹で暮らそう
～移住定住サイト～

生ごみ処理容器購入費補助金

▶農政環境課・環境係

　ごみ減量化推進の一環として、生ごみ処理容器を設置する方に対して交付します。
　補助額は、3千円以上のものに対し、2分の1（千円未満切り捨て、上限2万円）です。ただし、1世帯につき、1回限りとします。

ごみ集積箱設置補助金

▶農政環境課・環境係

　ごみ袋が荒らされる被害を阻止する対策として、ごみ集積箱を設置する人に対して交付します。
　補助額は、3千円以上のものに対し、2分の1（千円未満切り捨て、上限2万円）です。ただし、1世帯につき、1回限りとします。

事業者（団体）向け

― business(circle) ―

多世代地域交流食堂支援事業補助金

▶企画調整課・コミュニティ支援係

地域福祉の増進および共生社会の実現のため、食を通じた多世代交流を促進し、地域住民の居場所の確保を目的とした取組みを支援する補助金です。
町内で定期的に開催、または立ち上げようとする団体等に対し、1団体等につき1会計年度に10万円を上限として補助します。

災害共済給付契約の加入掛金負担事業

▶教育課・学校教育係

町内の小中学校に在籍する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおり、その掛金の全額（1人あたり935円）を町が負担します。学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、保護者に対して治療費や見舞金の給付を行っています。

資源回収団体等奨励補助金

▶農政環境課・環境係

資源回収活動団体として登録された子ども会等の取り組みを助成します。
補助額は、資源として回収した古紙と古着1kgにつき8円です。

商工業者店舗等新築・増改築補助金

▶企画調整課・商工観光係

町内で生産または販売を行っている、または行おうとする中小企業者で、新築、増改築または駐車場等の整備を行う店舗等の所有者または使用者に対して、工事費を助成します。
補助金額は店舗等の工事に要した費用の2分の1（新築の場合：上限100万円、増改築の場合：上限50万円）です。

観光資源開発および育成補助金

▶企画調整課・商工観光係

町内で観光施設等の運営を行っている、または行おうとする事業者で、観光施設、事務所、トイレまたは駐車場を新築、増改築または整備した者に対して工事費を助成します。
補助金額は施設整備等の工事に要した費用の2分の1（新築の場合：上限100万円、増改築の場合：上限50万円）です。

観光振興推進事業補助金

▶企画調整課・商工観光係

町内で観光の振興に関する事業を行う事業者を対象に、事業の広報宣伝等に関する取り組みに対して助成します。
補助金額は、経費の10分の10以内（上限20万円）です。

中小企業等人材育成事業補助金

▶企画調整課・商工観光係

町内に事業所を有する中小企業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学九州校が実施する経営や技術に関する研修などの受講料を助成します。
補助金額は、研修の受講料です。ただし、同一の研修において、他団体等から受講料の補助等を受ける場合は、当該補助等相当分を減額します。

人材育成事業等補助金

▶企画調整課・企画係

①人材育成事業
ア：町民がふるさとづくりを目的とした地域リーダー育成研修会等への参加する活動
イ：団体が独自で人材育成を目的として開催する研修会など
ウ：団体が海外における文化等についてその地域との交流等の研究を行うことにより、町の人材育成に貢献できると認められる事業への参加
エ：少年団体がふるさとづくりを目的として行う研修、実践活動
②地域づくり事業
ア：団体が歴史、文化、または自然等地域資源の活用を目的として行う事業
イ：団体がふるさとづくりを目的とするイベント（町が共催または後援するイベント）
③九州大会以上出場
町民または団体の九州大会以上出場
補助額は、②イは定額5万円、それ以外は補助対象経費の3分の1（上限：個人10万円、団体25万円）です。

教育課学校教育係☎0949-62-1961、農政環境課環境係☎0949-62-1946
企画調整課コミュニティ支援係・商工観光係・企画係☎0949-62-1214

お問い合わせ先一覧

（市外局番　0949）

総務課

人事係・財政係・庶務係・
情報人権係・ＤＸ推進係
62-1212

企画調整課

企画係・商工観光係・
コミュニティ支援係
62-1214

建設課

62-1900

農政環境課

農業振興係　62-1167
環境係　62-1946

管財課

住宅管理係・契約係・管財係
62-1215

税務住民課

税務係・収納係　62-1216
住民係　62-1217
保険年金係　62-1224

上下水道課

下水道（管理係・技術係）
62-1945
水道（事務係・技術係）
62-1960

教育課

学校教育係・学校給食係・
社会教育係
62-1961

福祉課

一般福祉係・高齢者福祉係
62-1219
地域包括支援センター
62-1225

健康こども課

子育て支援係・健康対策係
62-1864
小竹こども園
62-0187
62-3855

議会事務局

62-1967

中央公民館

62-0452

小竹町立病院

62-0282

2026年4月発行

小竹町役場